

兵庫県公報

令和7年12月12日 金曜日 第677号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目 次

告 示

○ 特定計量器定期検査の実施（地域産業立地課）	1
○ 土地改良区役員の退任及び就任の届出（農地整備課）	3
○ 土地改良区の定款の変更認可（同）	3
○ 濱戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の設置及び構造等の変更許可申請の概要（水 大気課）	3
○ 同 上（同）	10
○ 同 上（同）	15
○ 道路の区域の変更及び在来道路の供用廃止（道路保全課）	16
○ 道路の供用開始（同）	16
○ 同 上（同）	17
○ 景観影響評価書及び再審査意見書の縦覧等（都市政策課）	17
○ 重要調整池に係る検査の結果（北播磨県民局）	18
○ 同 上（同）	18

公 告

○ 審査請求の裁決書の公示送達（児童家庭課）	18
○ 入札公告（産業労働部総務課）	18
○ 令和8年度兵庫県立淡路景観園芸学校景観園芸専門研修の研修生募集（公園緑地課）	21
○ 都市計画法施行条例に基づく指定区域等の案の縦覧（建築指導課）	22
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（中播磨県民センター）	23

病院局公告

○ 県立病院RPA導入支援業務に係るプロポーザルの実施	23
-----------------------------	----

公安委員会告示

○ 警備員指導教育責任者講習の実施	25
-------------------	----

告 示

兵庫県告示第1085号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定に基づき、相生市、赤穂市、西脇市黒田庄町、三木市（吉川町の区域を除く。）、川西市、小野市、三田市、丹波市、朝来市、宍粟市、加東市、たつの市、多可町、稻美町、播磨町、市川町、福崎町、神河町、太子町、上郡町及び佐用町の区域における質量計の定期検査（特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項第1号から第4号までに該当する場合を除く。）を次のとおり実施する。

令和7年12月12日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 検査実施機関（計量法第20条第1項に基づく指定定期検査機関）
神戸市中央区下山手通6丁目3番28号 兵庫県中央労働センター内
一般社団法人兵庫県計量協会

2 検査実施区域、検査実施期日及び検査実施場所

検査実施区域	検査実施期日	検査実施場所
相生市	令和8年6月8日(月)から同月19日(金)まで	検査場所を指定した場合にあっては、その指定した場所
赤穂市	令和8年9月15日(火)から同年10月15日(木)まで	指定の場所によらない場合にあっては、その質量計の所在の場所
西脇市黒田庄町	令和8年9月24日(木)及び同月25日(金)	
三木市 (吉川町の区域 を除く。)	令和8年10月26日(月)から同年11月16日(月)まで	
川西市	令和9年1月12日(火)から同年2月12日(金)まで	
小野市	令和8年10月27日(火)から同年11月19日(木)まで	
三田市	令和8年11月24日(火)から同年12月17日(木)まで	
丹波市	令和8年11月25日(水)から同年12月16日(水)まで	
朝来市	令和8年11月9日(月)から同月19日(木)まで	
宍粟市	令和8年6月23日(火)から同年7月23日(木)まで	
加東市	令和9年1月12日(火)から同月29日(金)まで	
たつの市	令和8年4月14日(火)から同年6月25日(木)まで	
多可町	令和8年10月20日(火)から同月23日(金)まで	
稻美町	令和9年2月8日(月)から同月12日(金)まで	
播磨町	令和9年2月2日(火)から同年2月5日(金)まで	
市川町	令和8年8月27日(木)及び同月28日(金)	
福崎町	令和8年10月20日(火)から同月23日(金)まで	
神河町	令和8年8月25日(火)及び同月26日(水)	
太子町	令和8年5月27日(水)から同年6月4日(木)まで	

上郡町	令和8年7月28日(火)から同月30日(木) まで
佐用町	令和8年5月13日(水)から同月22日(金) まで

注：土曜日、日曜日及び祝日を除く。

~~~~~

#### 兵庫県告示第1086号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

令和7年12月12日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

#### 森津土地改良区

##### 退任役員

| 役員の区分 | 氏 名     | 住 所          |
|-------|---------|--------------|
| 理 事   | 久保田 茂 一 | 豊岡市森津641番地   |
| 同     | 成 田 智 輝 | 同 市森津878番地   |
| 同     | 福 井 一 夫 | 同 市森津99番地    |
| 同     | 蜂須賀 三 郎 | 同 市森津523番地   |
| 同     | 田 垣 法 人 | 同 市森津708番地の2 |
| 監 事   | 松 田 真 治 | 同 市森津77番地    |
| 同     | 大 坪 進 一 | 同 市森津851番地の5 |

##### 就任役員

| 役員の区分 | 氏 名     | 住 所          |
|-------|---------|--------------|
| 理 事   | 久保田 茂 一 | 豊岡市森津641番地   |
| 同     | 成 田 智 輝 | 同 市森津878番地   |
| 同     | 松 田 久   | 同 市森津134番地   |
| 同     | 蜂須賀 三 郎 | 同 市森津523番地   |
| 同     | 田 垣 法 人 | 同 市森津708番地の2 |
| 監 事   | 松 田 真 治 | 同 市森津77番地    |
| 同     | 大 坪 進 一 | 同 市森津851番地の5 |

~~~~~

兵庫県告示第1087号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可した。

令和7年12月12日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

土地改良区の名称	認可年月日
兵庫県揖保川岩浦土地改良区	令和7年10月24日

~~~~~

#### 兵庫県告示第1088号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第8条第1項の規定により許可申請があつた特定施設の構造等の変更の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設の構造等を変更することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和7年12月12日

兵庫県知事 斎 藤 元 彦

## 1 申請の概要

- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに代表者又は代理人の氏名

DSL. ジャパン株式会社

赤穂市加里屋1125番地

代表取締役社長・工場長 三 和 幸 晴

- (2) 工場又は事業場の名称及び所在地

DSL. ジャパン株式会社赤穂工場

赤穂市加里屋1125番地

- (3) 特定施設に関する事項

| 種<br>類                                                                      | 27号イ ロ過施設 (No. 1)            |        |             |              |        |
|-----------------------------------------------------------------------------|------------------------------|--------|-------------|--------------|--------|
| 変<br>更<br>前<br>後<br>の<br>区<br>分                                             | 変<br>更<br>前                  |        | 変<br>更<br>後 |              |        |
| 能<br>力                                                                      | ろ過面積319.2m <sup>2</sup>      |        |             | ろ室容積5,500L／回 |        |
| 工<br>事<br>着<br>手<br>予<br>定<br>年<br>月<br>日                                   | 既 設                          |        |             | 同 左          |        |
| 工<br>事<br>完<br>成<br>予<br>定<br>年<br>月<br>日                                   | 既 設                          |        |             | 同 左          |        |
| 使<br>用<br>開<br>始<br>予<br>定<br>年<br>月<br>日                                   | 既 設                          |        |             | 同 左          |        |
| 使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間                                                         | 24時間連続                       |        |             | 同 左          |        |
| 使 用 時 間 の 季 節 的 変 動 の 概 要                                                   | な し                          |        |             | 同 左          |        |
| 使用時に<br>おいて当<br>該特定施<br>設から排<br>出される<br>汚水等の<br>汚染状態<br>の通常の<br>値及び最<br>大の値 | 区<br>分                       | 通<br>常 | 最<br>大      | 通<br>常       | 最<br>大 |
|                                                                             | 水 素 イ オ ン 濃 度<br>(水素指数)      | 3.5~9  | 3.5~9       | 3.5~9        | 3.5~9  |
|                                                                             | 生物化学的酸素要求量<br>(単位 mg/L)      | —      | —           | —            | —      |
|                                                                             | 化 学 的 酸 素 要 求 量<br>(単位 mg/L) | 6.2    | 6.2         | 6.2          | 6.2    |
|                                                                             | 浮 遊 物 質 量<br>(単位 mg/L)       | 10未満   | 10未満        | 10未満         | 10未満   |
|                                                                             | 窒 素 含 有 量<br>(単位 mg/L)       | 0.7    | 0.7         | 0.6          | 1.1    |
|                                                                             | 燃 焚 含 有 量<br>(単位 mg/L)       | 0.6    | 0.6         | 0.6          | 0.6    |
| 使 用 時 に お い て 当 該 特 定 施 設 か ら 排 出 さ れ る 汚 水 等 の 量 (単 位 m <sup>3</sup> / 日)  |                              | 240    | 240         | 240          | 240    |

| 27号イ ろ過施設 (No. 2)     |        |              |        | 27号イ ろ過施設 (No. 3) |      |        |        |
|-----------------------|--------|--------------|--------|-------------------|------|--------|--------|
| 変更前                   |        | 変更後          |        | 変更前               |      | 変更後    |        |
| ろ過面積357m <sup>2</sup> |        | ろ室容積5,050L／回 |        | ろ室容積7,350L／回      |      | 同 左    |        |
| 既 設                   | 同 左    |              |        | 既 設               |      | 同 左    |        |
| 既 設                   | 同 左    |              |        | 既 設               |      | 同 左    |        |
| 既 設                   | 同 左    |              |        | 既 設               |      | 同 左    |        |
| 24時間連続                | 同 左    |              |        | 24時間連続            |      | 同 左    |        |
| な し                   | 同 左    |              |        | な し               |      | 同 左    |        |
| 通 常                   | 最 大    | 通 常          | 最 大    | 通 常               | 最 大  | 通 常    | 最 大    |
| 3.5～13                | 3.5～13 | 3.5～13       | 3.5～13 | 5～7               | 5～7  | 3.5～13 | 3.5～13 |
| —                     | —      | —            | —      | —                 | —    | —      | —      |
| 6.2                   | 6.2    | 6.2          | 6.2    | 6.8               | 6.8  | 6.8    | 6.8    |
| 10未満                  | 10未満   | 10未満         | 10未満   | 10未満              | 10未満 | 10未満   | 10未満   |
| 0.6                   | 0.6    | 0.6          | 1.0    | 0.9               | 0.9  | 0.8    | 1.3    |
| 0.1                   | 0.1    | 0.1          | 0.1    | 0.8               | 0.8  | 0.8    | 0.8    |
| 230                   | 230    | 230          | 230    | 470               | 470  | 470    | 470    |

| 27号イ ろ過施設 (No. 4) |         |         |        | 27号イ ろ過施設 (No. 5) |         |         |        |
|-------------------|---------|---------|--------|-------------------|---------|---------|--------|
| 変 更 前             |         | 変 更 後   |        | 変 更 前             |         | 変 更 後   |        |
| ろ室容積8, 152L／回     |         | 同 左     |        | ろ室容積6, 930L／回     |         | 同 左     |        |
| 既 設               |         | 同 左     |        | 既 設               |         | 同 左     |        |
| 既 設               |         | 同 左     |        | 既 設               |         | 同 左     |        |
| 既 設               |         | 同 左     |        | 既 設               |         | 同 左     |        |
| 24時間連続            |         | 同 左     |        | 24時間連続            |         | 同 左     |        |
| な し               |         | 同 左     |        | な し               |         | 同 左     |        |
| 通 常               | 最 大     | 通 常     | 最 大    | 通 常               | 最 大     | 通 常     | 最 大    |
| 3.7～4.6           | 3.7～4.6 | 3.7～4.6 | 3.5～13 | 3.9～4.9           | 3.9～4.9 | 3.9～4.9 | 3.5～13 |
| —                 | —       | —       | —      | —                 | —       | —       | —      |
| 0.7               | 0.7     | 0.6     | 1.2    | 0.7               | 0.7     | 0.6     | 1.2    |
| 4                 | 4       | 4       | 10未満   | 4                 | 4       | 4       | 10未満   |
| 1                 | 1       | 0.9     | 1.4    | 0.7               | 0.7     | 0.6     | 1.1    |
| 0.5               | 0.5     | 0.5     | 0.9    | 0.1               | 0.1     | 0.1     | 0.1    |
| 470               | 470     | 470     | 470    | 320               | 320     | 320     | 320    |

## (4) 汚水等の処理施設に関する事項

|                                                                    |                         |            |            |             |             |            |            |             |             |
|--------------------------------------------------------------------|-------------------------|------------|------------|-------------|-------------|------------|------------|-------------|-------------|
| 種類                                                                 | 排水処理施設 (No. 1)          |            |            |             |             |            |            |             |             |
| 変更前後の区分                                                            | 変更前                     |            |            |             | 変更後         |            |            |             |             |
| 型式                                                                 | 凝集沈殿槽                   |            |            |             | 同左          |            |            |             |             |
| 構造                                                                 | 鉄筋コンクリート製               |            |            |             | 同左          |            |            |             |             |
| 主要寸法                                                               | 11.56m×7.26m×2.2m       |            |            |             | 同左          |            |            |             |             |
| 能力                                                                 | 1,800m <sup>3</sup> /日  |            |            |             | 同左          |            |            |             |             |
| 汚水等の処理方式                                                           | 凝集沈殿                    |            |            |             | 同左          |            |            |             |             |
| 工事着手予定年月日                                                          | 既設                      |            |            |             | 同左          |            |            |             |             |
| 工事完成予定年月日                                                          | 既設                      |            |            |             | 同左          |            |            |             |             |
| 使用開始予定年月日                                                          | 既設                      |            |            |             | 同左          |            |            |             |             |
| 使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間                                                | 24時間連続                  |            |            |             | 同左          |            |            |             |             |
| 使用時間の季節的変動の概要                                                      | なし                      |            |            |             | 同左          |            |            |             |             |
| 使用時における当該汚水等の処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値                   | 区分                      | 処理前        |            | 処理後         |             | 処理前        |            | 処理後         |             |
|                                                                    |                         | 通常         | 最大         | 通常          | 最大          | 通常         | 最大         | 通常          | 最大          |
|                                                                    | 水素イオン濃度<br>(水素指數)       | 3.5~<br>13 | 3.5~<br>13 | 6.3~<br>7.8 | 5.8~<br>8.6 | 5.8~<br>13 | 5.8~<br>13 | 5.8~<br>8.6 | 5.8~<br>8.6 |
|                                                                    | 生物化学的酸素要求量<br>(単位 mg/L) | —          | —          | —           | —           | —          | —          | —           | —           |
|                                                                    | 化学的酸素要求量<br>(単位 mg/L)   | 0.7        | 1.9        | 0.7         | 1.9         | 0.7        | 1.9        | 0.7         | 1.9         |
|                                                                    | 浮遊物質量<br>(単位 mg/L)      | 8.5        | 12.5       | 5.5         | 5.5         | 7.4        | 12.5       | 4.4         | 4.4         |
|                                                                    | 窒素含有量<br>(単位 mg/L)      | 0.8        | 0.8        | 0.8         | 0.8         | 0.5        | 1          | 0.5         | 1           |
|                                                                    | りん含有量<br>(単位 mg/L)      | 0.6        | 3.2        | 0.5         | 1.3         | 0.3        | 3.2        | 0.2         | 1.3         |
| 使用時における当該汚水等の処理施設による処理前及び処理後の汚水等の通常の量及び最大の量 (単位 m <sup>3</sup> /日) |                         | 1050       | 1050       | 1050        | 1050        | 580        | 580        | 580         | 580         |

## 排水処理施設 (No. 2)

| 変更前                    |            | 変更後         |             |            |            |             |             |
|------------------------|------------|-------------|-------------|------------|------------|-------------|-------------|
| 凝集沈殿槽                  |            | 同 左         |             |            |            |             |             |
| 鉄筋コンクリート製              |            | 同 左         |             |            |            |             |             |
| 10.3m×4.6m×2.35m       |            | 同 左         |             |            |            |             |             |
| 1,400m <sup>3</sup> ／日 |            | 同 左         |             |            |            |             |             |
| 凝集沈殿                   |            | 同 左         |             |            |            |             |             |
| 既 設                    |            | 同 左         |             |            |            |             |             |
| 既 設                    |            | 同 左         |             |            |            |             |             |
| 既 設                    |            | 同 左         |             |            |            |             |             |
| 24時間連続                 |            | 同 左         |             |            |            |             |             |
| なし                     |            | 同 左         |             |            |            |             |             |
| 処理前                    |            | 処理後         |             |            |            |             |             |
| 通常                     | 最大         | 通常          | 最大          | 通常         | 最大         | 通常          | 最大          |
| 3.5～<br>13             | 3.5～<br>13 | 6.3～<br>7.8 | 5.8～<br>8.6 | 3.5～<br>13 | 3.5～<br>13 | 6.3～<br>7.8 | 5.8～<br>8.6 |
| —                      | —          | —           | —           | —          | —          | —           | —           |
| 6.6                    | 6.6        | 6.2         | 6.2         | 6.6        | 6.6        | 6.2         | 6.2         |
| 9.3                    | 12         | 7           | 9.3         | 9.3        | 12         | 7           | 9.3         |
| 0.8                    | 0.8        | 0.8         | 0.8         | 0.7        | 1.3        | 0.7         | 1.3         |
| 0.6                    | 0.6        | 0.5         | 0.5         | 0.6        | 0.8        | 0.5         | 0.5         |
| 1,240                  | 1,240      | 1,240       | 1,240       | 1,240      | 1,240      | 1,240       | 1,240       |

## 排水処理施設 (No. 3)

| 変更前                    |           | 変更後         |             |           |            |             |             |
|------------------------|-----------|-------------|-------------|-----------|------------|-------------|-------------|
| pH調整槽                  |           | 同左          |             |           |            |             |             |
| SUS304製                |           | 同左          |             |           |            |             |             |
| 7.71m×3.01m×3m         |           | 同左          |             |           |            |             |             |
| 2,018m <sup>3</sup> ／日 |           | 同左          |             |           |            |             |             |
| pH調整                   |           | 同左          |             |           |            |             |             |
| 既設                     |           | 同左          |             |           |            |             |             |
| 既設                     |           | 同左          |             |           |            |             |             |
| 既設                     |           | 同左          |             |           |            |             |             |
| 24時間連続                 |           | 同左          |             |           |            |             |             |
| なし                     |           | 同左          |             |           |            |             |             |
| 処理前                    |           | 処理後         |             |           |            |             |             |
| 通常                     | 最大        | 通常          | 最大          | 通常        | 最大         | 通常          | 最大          |
| 3.7～<br>7              | 3.7～<br>7 | 6.3～<br>7.8 | 5.8～<br>8.6 | 3.7～<br>7 | 3.5～<br>13 | 6.3～<br>7.8 | 5.8～<br>8.6 |
| —                      | —         | —           | —           | —         | —          | —           | —           |
| 0.7                    | 0.7       | 0.7         | 0.7         | 0.6       | 1.2        | 0.6         | 1.2         |
| 4                      | 4         | 4           | 4           | 4         | 10         | 4           | 10          |
| 0.9                    | 0.9       | 0.9         | 0.9         | 0.8       | 1.3        | 0.8         | 1.3         |
| 0.3                    | 0.3       | 0.3         | 0.3         | 0.3       | 0.6        | 0.3         | 0.6         |
| 1,040                  | 1,040     | 1,040       | 1,040       | 1,040     | 1,040      | 1,040       | 1,040       |

## (5) 排出水の汚染状態及び量

| 変更前後の区分                 |    | 変更前     | 変更後     |
|-------------------------|----|---------|---------|
| 排水口名                    |    | No. 1   | No. 1   |
| 排水水量<br>(単位 $m^3$ / 日)  | 通常 | 4,139   | 3,669   |
|                         | 最大 | 4,139   | 3,669   |
| 水素イオン濃度<br>(水素指数)       | 通常 | 6.3~7.8 | 6.3~7.8 |
|                         | 最大 | 5.8~8.6 | 5.8~8.6 |
| 生物化学的酸素要求量<br>(単位 mg/L) | 通常 | —       | —       |
|                         | 最大 | —       | —       |
| 化学的酸素要求量<br>(単位 mg/L)   | 通常 | 2.9     | 3.1     |
|                         | 最大 | 5.1     | 5.1     |
| 浮遊物質量<br>(単位 mg/L)      | 通常 | 4.9     | 4.6     |
|                         | 最大 | 6.4     | 9.7     |
| 窒素含有量<br>(単位 mg/L)      | 通常 | 0.7     | 0.6     |
|                         | 最大 | 0.7     | 1.3     |
| りん含有量<br>(単位 mg/L)      | 通常 | 1       | 1       |
|                         | 最大 | 1.5     | 1.5     |

## 2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 令和7年12月12日から令和8年1月2日まで  
 (2) 場所 兵庫県環境部水大気課及び赤穂市市民部環境課

~~~~~

兵庫県告示第1089号

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第110号)第5条第1項及び第8条第1項の規定により許可申請があつた特定施設の設置及び特定施設の構造等の変更の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置及び特定施設の構造等の変更することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和7年12月12日

兵庫県知事 斎藤元彦

1 申請の概要

- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに代表者又は代理人の氏名
 トクセン工業株式会社
 小野市住吉町南山1081番地
 代表取締役社長 金井宏輔
 (2) 工場又は事業場の名称及び所在地
 トクセン工業株式会社
 小野市住吉町南山1081番地

(3) 特定施設に関する事項

種類	65号 酸又はアルカリによる表面処理施設 (No. 1)	65号 酸又はアルカリによる表面処理施設 (No. 2)			
能 力	製品5,000個／日	製品2kg／日			
工事着手予定年月日	許可後	同左			
工事完成予定年月日	着手後7日	同左			
使用開始予定年月日	完成後	同左			
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間	8時～21時 13時間	24時間連続			
使用時間の季節的変動の概要	なし	同左			
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値	区分	通常	最大	通常	最大
	水素イオン濃度 (水素指数)	11～12.2	11～12.7	7～8	7～8.5
	生物化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	710	3,000	1	2
	化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	780	3,000	3	6
	浮遊物質量 (単位 mg/L)	500	1,500	10	20
	窒素含有量 (単位 mg/L)	—	—	3	6
	リン含有量 (単位 mg/L)	15,000	17,000	0.05未満	0.05未満
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (単位 mg/L)	1,000	10,000	—	—
	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物 (単位 mg/L)	—	—	3	6
	ふつ素及びその化合物 (単位 mg/L)	—	—	0.1未満	0.1未満
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の量 (単位 m ³ /日)		0	0.01	2	6

(4) 汚水等の処理施設に関する事項

種類		排水処理施設								
変更前後の区分		変更前				変更後				
型式		連続中和 凝集沈殿				同左				
構造		鉄筋コンクリート、耐酸塗装仕上げ				同左				
主要寸法		15m×40m×3.6m				同左				
能力		5,200m ³ /日				同左				
汚水等の処理方式		石炭中和強制凝集沈殿				同左				
工事着手予定年月日		既設				同左				
工事完成予定年月日		既設				同左				
使用開始予定年月日		既設				同左				
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間		24時間連続				同左				
使用時間の季節的変動の概要		なし				同左				
使用時に おける当 該汚水等 の処理施 設による 処理前及 び処理後 の汚水等 の汚染状 態の通常 の値及び 最大の値	区分		処理前		処理後		処理前		処理後	
	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大		
	水素イオン濃度 (水素指数)		3	5	6~8	5.8~ 8.6	2~4	1.5~ 5.5	6~8	5.8~ 8.6
	生物化学的酸素要求量 (単位 mg/L)		13	25	7.5	15	13	25	7.5	15
	化学的酸素要求量 (単位 mg/L)		16	21	5	10	16	21	5	10
	浮遊物質量 (単位 mg/L)		49	87	2.5	10	49	87	2.5	10
	窒素含有量 (単位 mg/L)		10	30	6	15	10	30	6	15
	りん 燐含有量 (単位 mg/L)		28	56	0.3	1	28	56	0.3	1
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (単位 mg/L)		2	11	0.3	0.8	2	11	0.3	0.8
	銅含有量 (単位 mg/L)		4,8	11	0.02	0.05	4,8	11	0.02	0.05
亜鉛含有量 (単位 mg/L)		10	15	0.18	0.7	10	15	0.18	0.7	
溶解性鉄含有量 (単位 mg/L)		98	164	0.26	0.5	98	164	0.26	0.5	

溶解性マンガン含有量 (単位 mg/L)	2	5	0.5	1	2	5	0.5	1
鉛及びその化合物 (単位 mg/L)	2.5	5	0.015	0.025	2.5	5	0.015	0.025
ほう素及びその化合物 (単位 mg/L)	6	11	2	4	6	11	2	4
アンモニア、アンモニウム化合物、 亜硝酸化合物及び硝酸化合物 (単位 mg/L)	6	18	5	15	6	18	5	15
ふつ素及びその化合物 (単位 mg/L)	—	—	—	—	0.3	0.9	0.3	0.9
使用時における当該汚水等の処理施設による 処理前及び処理後の汚水等の通常の量及び最大の量 (単位 m ³ /日)	3,960	4,730	3,960	4,730	3,962	4,736	3,962	4,736

(5) 排出水の汚染状態及び量

変更前後の区分	変更前	変更後
排水口名	No. 1	No. 1
排水水量 (単位 m^3 /日)	通常	3,037
	最大	3,616
水素イオン濃度 (水素指數)	通常	6~8
	最大	5.8~8.6
生物化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	通常	7.5
	最大	15
化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	通常	5
	最大	10
浮遊物質量 (単位 mg/L)	通常	2.5
	最大	10
窒素含有量 (単位 mg/L)	通常	6
	最大	15
燐含有量 (単位 mg/L)	通常	0.3
	最大	1
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (単位 mg/L)	通常	0.3
	最大	0.8
銅含有量 (単位 mg/L)	通常	0.02
	最大	0.05
亜鉛含有量 (単位 mg/L)	通常	0.18
	最大	0.7
溶解性鉄含有量 (単位 mg/L)	通常	0.26
	最大	0.5
溶解性マンガン含有量 (単位 mg/L)	通常	0.5
	最大	1
鉛及びその化合物 (単位 mg/L)	通常	0.015
	最大	0.025
ほう素及びその化合物 (単位 mg/L)	通常	2
	最大	4
アンモニア、アンモニウム化合物、 亜硝酸化合物及び硝酸化合物 (単位 mg/L)	通常	5
	最大	15
ふつ素及びその化合物 (単位 mg/L)	通常	—
	最大	0.9

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 令和7年12月12日から令和8年1月2日まで
 (2) 場所 兵庫県環境部水大気課及び小野市市民安全部生活環境グループ

~~~~~

## 兵庫県告示第1090号

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第110号)第5条第1項の規定により許可申請があつた特定施設の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和7年12月12日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

## 1 申請の概要

- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに代表者又は代理人の氏名  
 住友金属鉱山株式会社播磨事業所  
 加古郡播磨町宮西346番地の4  
 所長 大石貴雄  
 (2) 工場又は事業場の名称及び所在地  
 住友金属鉱山株式会社播磨事業所  
 加古郡播磨町宮西346番地の4  
 (3) 特定施設に関する事項

|                                                                             |                                        |        |        |
|-----------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------|--------|--------|
| 種類                                                                          | 27号イ ろ過施設<br>(No. 1、No. 2、No. 3、No. 4) |        |        |
| 能力                                                                          | 400L/分                                 |        |        |
| 工事着手予定期月日                                                                   | 許可後                                    |        |        |
| 工事完成予定期月日                                                                   | 着手後1箇月                                 |        |        |
| 使用開始予定期月日                                                                   | 完成後                                    |        |        |
| 使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間                                                         | 0時~24時 24時間                            |        |        |
| 使用時間の季節的変動の概要                                                               | なし                                     |        |        |
| 使用時に<br>おいて当<br>該特定施<br>設から排<br>出される<br>汚水等の<br>汚染状態<br>の通常の<br>値及び最<br>大の値 | 区分                                     | 通常     | 最大     |
|                                                                             | 水素イオノン濃度<br>(水素指数)                     | 9~13   | 9~13   |
|                                                                             | 生物化学的酸素要求量<br>(単位 mg/L)                | —      | —      |
|                                                                             | 化学的酸素要求量<br>(単位 mg/L)                  | 8~15   | 8~15   |
|                                                                             | 浮遊物質量<br>(単位 mg/L)                     | 1未満    | 1未満    |
|                                                                             | 窒素含有量<br>(単位 mg/L)                     | 30,000 | 50,000 |
|                                                                             | 燐含有量<br>(単位 mg/L)                      | 1      | 2.5    |

|                                                 |        |        |
|-------------------------------------------------|--------|--------|
| 溶解性鉄含有量<br>(単位 mg/L)                            | 1      | 1      |
| アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物<br>(単位 mg/L)      | 30,000 | 50,000 |
| 使用時において当該特定施設から排出される汚水等の量(単位 m <sup>3</sup> /日) | 192    | 240    |

備考 特定施設の設置に伴い、他工程で変更を行うため、排出水の汚染状態及び量並びに汚濁負荷量に増減はない。

## 2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 令和7年12月12日から令和8年1月2日まで
- (2) 場所 兵庫県環境部水大気課及び加古郡播磨町住民協働部産業環境課

~~~~~

兵庫県告示第1091号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、令和7年12月13日から供用を開始し、在来道路の供用を廃止する。

その関係図面は、令和7年12月12日から2週間、阪神北県民局宝塚土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和7年12月12日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
県道 三田西インター線	三田市テクノパーク1番2から 同 市広野字山ノ下90番2まで 三田市テクノパーク1番2から 同 市長坂字大沢野500番2まで	旧	3.0から 45.0まで 16.0から 34.0まで	2,750.0 724.0	一部 予定地 予定地
	三田市テクノパーク22番4から 同 市長坂字大沢野500番2まで	新	16.0から 39.0まで	724.0	

~~~~~

## 兵庫県告示第1092号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、令和7年12月13日から次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和7年12月12日から2週間、阪神北県民局宝塚土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和7年12月12日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

| 道路の種類<br>路線名  | 道路の区域                               |    |                  |              |           |
|---------------|-------------------------------------|----|------------------|--------------|-----------|
|               | 区間                                  | 旧新 | 敷地の幅員<br>(メートル)  | 延長<br>(メートル) | 備考        |
| 国道<br>1 7 6 号 | 三田市長坂字城ヶ谷258番1から<br>同 市長坂字北畑168番1まで | 旧  | 11.0から<br>28.0まで | 251.0        | 一部<br>予定地 |
|               |                                     | 新  | 11.0から<br>28.0まで | 251.0        |           |

~~~~~

兵庫県告示第1093号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、令和7年12月13日から次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和7年12月12日から2週間、阪神北県民局宝塚土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和7年12月12日

兵庫県知事 齋藤 元彦

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
県道 黒石三田線	三田市溝口字尾崎288番1から 同 市東山字男谷丸山811番1まで	旧	11.0から 39.0まで	300.0	一部 予定地
		新	11.0から 33.0まで	300.0	

~~~~~

#### 兵庫県告示第1094号

景観の形成等に関する条例(昭和60年兵庫県条例第17号。以下「条例」という。)第27条の8第1項の規定による景観影響評価書の提出があったので、条例第27条の8の2第1項の規定により、再審査意見書を作成した。

については、この景観影響評価書の写し及び再審査意見書の写しを条例第27条の9第1項の規定により、次とおり縦覧に供する。

令和7年12月12日

兵庫県知事 齋藤 元彦

- 特定建築主の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名  
名称 有限会社アールイーオー  
代表者の氏名 取締役 保田 善洋  
住所 大阪府大阪市北区曾根崎新地1-5-7森ビル2F
- 特定建築物等の名称及び所在地  
名称 (仮称) 城崎温泉P.J  
所在地 豊岡市城崎町湯島字柳667-3、668-3、669-1、670-4
- 景観影響評価書の写し及び再審査意見書の写しの縦覧場所及び縦覧期間  
縦覧場所 まちづくり部都市政策課及び但馬県民局豊岡土木事務所まちづくり建築課  
縦覧期間 令和7年12月12日から同月25日まで

~~~~~

兵庫県告示第1095号

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第13条第2項の規定により、次の重要調整池について、同条例第11条第2項の技術的基準に適合することを確認した。

令和7年12月12日

北播磨県民局長 成 田 徹 一

1 重要調整池の所在地

三木市吉川町畠枝字久吾362他 6筆

2 重要調整池の所有者等の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

名 称	住 所	代表者の氏名
音羽電機工業株式会社	大阪市北区豊崎一丁目12番13-401号	吉 田 修

~~~~~

## 兵庫県告示第1096号

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第13条第2項の規定により、次の重要調整池について、同条例第11条第2項の技術的基準に適合することを確認した。

令和7年12月12日

北播磨県民局長 成 田 徹 一

1 重要調整池の所在地

加東市上鴨川字北山1059-773

2 重要調整池の所有者等の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

| 名称            | 住所                 | 代表者の氏名       |
|---------------|--------------------|--------------|
| 株式会社東洋トレーディング | 大阪府三島郡島本町江川2丁目15-1 | 代表取締役 多比良 勝平 |

## 公 告

## 審査請求の裁決書の公示送達

行政不服審査法（平成26年法律第68号）第51条の規定により、次のとおり公示送達する。

令和7年12月12日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

1 送達を受けるべき者の住所及び氏名

住 所 神戸市灘区備後町3丁目1番4-501号

審査請求人 桐野 直樹

2 上記請求人が提起した処分庁の処分についての審査請求に対し、令和7年11月7日に裁決をした。裁決書の謄本は、兵庫県福祉部児童家庭課において保管し、請求があればいつでもその送達を受けるべき者に交付する。

~~~~~

入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

令和7年12月12日

契約担当者

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

1 調達内容

(1) 調達する物品等の名称及び数量

県立ものづくり大学校ほか13施設で使用する電気予定数量3,859,569キロワット時／年

(2) 調達案件の仕様等

契約担当者が仕様書等で指定するところによる。

(3) 履行期間

令和8年5月1日（金）から令和9年4月30日（金）まで

(4) 履行場所

仕様書別紙「対象施設の情報一覧」のとおり

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 一般競争入札参加資格

本件入札に参加できる資格を有するものは、次に掲げる要件を満たし、契約担当者による一般競争入札参加資格の確認を受けた者であること。

(1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。

（入札参加資格審査窓口）

兵庫県出納局物品管理課 電話（078）341-7711 内線75787

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。

(3) 入札参加申込期間の最終日及び当該調達の開札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

(5) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定に基づき小売電気事業の登録を受けている者であること。

(6) 「兵庫県電力の調達に係る環境配慮方針」に基づき、入札参加「可」と判定された者又は判定を受けていない者で開札の日時までに入札参加「可」と判定された者であること。

（環境配慮方針に基づく判定窓口）

兵庫県環境部環境政策課 電話（078）341-7711 内線74674

3 契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間・場所

(1) 交付期間

令和7年12月12日（金）から令和8年1月9日（金）まで（兵庫県の休日を定める条例（平成元年兵庫県条例第15号）に定める県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

(2) 交付場所

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

兵庫県産業労働部総務課 担当 山本（やまもと）

電話（078）341-7711 内線74011

4 入札参加申込書及び入札書の提出期間等

(1) 入札参加申込書の提出期間

令和7年12月13日（土）から令和8年1月9日（金）まで（県の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

(2) 入札参加申込書の提出場所及び問合せ先

前記3(2)に同じ

(3) 開札の日時及び場所

日時 令和8年1月30日（金）午前10時から

場所 兵庫県産業労働部総務課（神戸市中央区下山手通5丁目10番1号）

(4) 入札書の受領期限

郵送又は持参により入札書を提出するものとし、令和8年1月29日（木）午後5時までに前記3(2)の場

所に必着のこと。

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

契約希望金額（入札書記載金額の100分の110。以下同じ。）の100分の5以上の額の入札保証金を令和8年1月26日（月）午後5時までに納入しなければならない。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 国（公社・公団を含む。以下同じ。）、地方公共団体等との間における契約の締結及び履行の実績、経営の規模及び状況その他の状況から、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

イ 保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その保険証書を入札保証金に代えて提出したとき（入札保証保険証書の保険金額が契約希望金額の100分の5未満であるときは、当該入札は無効となるので注意すること。）。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を求める場合がある。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 過去2年間に国、地方公共団体その他知事が指定する公共的団体とその契約と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、その契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

イ 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その保険証書を契約保証金に代えて提出したとき。

(4) 入札参加者に求められる義務

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加申込書に前記2(1)、(5)及び(6)に示した電気の供給を実施できることを証明する書類を添付して、令和8年1月9日（金）午後5時までに提出すること。

イ 入札参加者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記アの提出書類に關し説明を求められた場合は、それに応じること。

(5) 入札に関する条件

ア 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日時までに納入されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が入札説明書に示す保険期間まであること。

イ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

ウ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

エ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

オ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。特に、入札書について、「この入札書に記載する申込み内容については、この入札の対象となる調達に係る予算が議決され、その執行が可能となったときに効力を生じる。」旨が付記されていること。

カ 代理人が入札する場合は、入札書と合わせて委任状を提出すること。

キ 入札金額は特に指示した場合のほか、総価格を記入すること。

ク 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

ケ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの条件を具備した者であること。

(7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(i) 初度の入札において、前記4(4)及び5(5)アからクまでの条件に違反し無効となった入札者のうち4(4)又は5(5)ウ若しくはエに違反し無効となった者以外の者

コ この入札の対象となる調達契約に係る予算が議決され、その予算の執行が可能となること。

(6) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札参加申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(7) 契約書作成の要否

要作成

(8) 落札者の決定方法

入札説明書で示した物品等を提供できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(9) その他

詳細は、入札説明書による。

6 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

(1) Name and title of head of the procuring entity:

Motohiko Saito, Governor of Hyogo Prefecture

(2) Nature and quantity of the services to be required:

Supply of electric power, 3,859,569kWh/1 year

(3) Fulfillment period:

From May 1, 2026 through April 30, 2027

(4) Location:

As per designated by the head of the procuring entity in specification

(5) Deadline for tender:

17:00 January 29, 2026 by direct delivery

(6) Person to contact concerning the notice:

Mr. Yamamoto, General Affairs Division, Industry, Employment & International Affairs Department, Hyogo Prefectural Government

5-10-1 Shimoyamate-dori, Chuo-ku, Kobe, Hyogo 650-8567

TEL (078) 341-7711

~~~~~

## 令和8年度兵庫県立淡路景観園芸学校景観園芸専門研修の研修生募集

兵庫県立淡路景観園芸学校管理規則（平成10年兵庫県規則第69号）第3条第1項の規定により、令和8年度兵庫県立淡路景観園芸学校景観園芸専門研修の研修生を次のとおり募集する。

令和7年12月12日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

## 1 募集人員

5名

## 2 申込資格

社会人、大学生、大学院生など（国籍は問わない。ただし、日本語による簡単なコミュニケーションが可能であること。）

## 3 研修内容及び研修期間

「景観園芸」又は「園芸療法」に関する課題解決のための研究・実践を行う。研修期間は、月単位で、1箇月から12箇月の間で選択する。

## 4 申込手続

## (1) 提出書類

ア 研修受講許可申請書（本校所定の様式）

申込前3箇月以内に撮影した、縦4センチメートル、横3センチメートルの写真を申請書の所定の場所に貼り付けること。

イ 調査書〔希望理由及び専門研修の内容〕（本校所定の様式）

ウ 研修計画書（A4 横書き）

エ 履歴書（写真の貼付は不要）

オ 雇用者（大学生又は大学院生の場合は指導教員）からの紹介・推薦文（A4 横書き）

ただし、自営の者は不要

## (2) 申込書類の配布

兵庫県立淡路景観園芸学校において配布する。

なお、申込書類を兵庫県立淡路景観園芸学校へ郵送で請求することができる。この場合は、封筒の表に「景観園芸専門研修研修生募集要項請求」と朱書し、返信用封筒（住所、氏名及び郵便番号を明記し、140円分の切手を貼付した角形2号の封筒）を同封すること。

## (3) 申込受付開始日

令和7年12月15日（月）

## (4) 締切日

研修希望期間の初日が属する月の3箇月前の月の15日（土曜日、日曜日及び祝日と重なる場合は前日とする。郵送の場合は、簡易書留とし、締切日に必着とする。）

## (5) 提出先

〒656-1726 淡路市野島常盤954-2

兵庫県立淡路景観園芸学校

## 5 選考方法

## (1) 一次審査 書類審査

研修希望期間の初日の2箇月前（土曜日、日曜日及び祝日と重なる場合は翌日とする。）までに、書類審査の結果を通知する。

## (2) 二次審査 面接（書類審査に合格した者のみ）

## ア 面接日程

合格者には、面接日を通知する。

## イ 面接会場

淡路市野島常盤954-2

兵庫県立淡路景観園芸学校

## ウ 面接結果発表

面接後、申込者全員に郵便により通知する（面接後、1箇月程度）。

## 6 申込みについての問合せ先

兵庫県立淡路景観園芸学校 普及指導課

電話番号 (0799) 82-3455（平日午前9時から正午及び午後1時から午後4時まで）

ファックス番号 (0799) 82-3124

電子メールアドレス alpha@awaji.ac.jp

~~~~~

都市計画法施行条例に基づく指定区域等の案の縦覧

都市計画法施行条例（平成14年兵庫県条例第25号）第5条9項及び第6条第2項において準用する第5条第4項の規定により、次の指定区域の指定の変更及び環境の保全上支障があると認められる予定建築物等の用途を定める集落の認定の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

なお、この指定区域及び環境の保全上支障があると認められる予定建築物等の用途を定める集落の住民及び利害関係人は、縦覧期間の満了の日までに、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

意見書を提出しようとする者は、住所、氏名、年齢及びこの案についての意見をできるだけ具体的に記載した文書を神戸市中央区下山手通5丁目10番1号兵庫県まちづくり部建築指導課に提出すること。

令和7年12月12日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

1 指定区域及び環境の保全上支障があると認められる予定建築物等の用途を定める集落の名称

南ヶ丘・桜ヶ丘地区

2 指定区域に指定しようとする土地及び認定しようとする集落の区域

三木市宿原字開キ谷及び別所町小林字釜ヶ谷の各一部

3 環境の保全上支障があると認められる予定建築物等の用途

建築基準法（昭和25年法律第201号）別表第2（い）項に掲げる建築物の用途以外の用途及び同項第3号に掲げる共同住宅等の用途

4 案の縦覧場所

兵庫県まちづくり部建築指導課及び三木市都市整備部都市政策課

5 案の縦覧期間

令和7年12月12日から同月25日まで

~~~~~

**都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和7年12月12日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

たつの市龍野町中村字石田26番、26番地先里道

同 市同 町中村字桑ノ木32番1の一部、46番の一部、47番1の一部、47番3の一部、48番、49番2、50番

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称

姫路市香寺町犬飼871番地55

三和企画 山 本 洋 二

3 許可年月日及び許可番号

令和7年10月22日

兵庫県指令中播（姫土）（建）第1-29-2号（6たつの）

**病院局公告****県立病院RPA導入支援業務に係るプロポーザルの実施**

兵庫県の各履行場所の病院等におけるRPA導入支援業務（以下「本システム」という。）を選定するため、次のとおり公募型プロポーザルを実施する。

令和7年12月12日

契約担当者

兵庫県病院事業管理者 杉 村 和 朗

1 調達システム名称

県立病院RPA導入支援業務

2 履行場所

NTT西日本 神戸データセンター他（詳細は仕様書のとおり）

3 業務委託期間

契約締結の日から令和8年3月31日までとする。

4 本システムの内容

「県立病院RPA導入支援業務調達仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

5 参加手続

(1) 事務局

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

兵庫県病院局企画課 情報戦略班

電話 (078) 341-7711 (内線3451)

電子メールアドレス byouinkikakuka@pref.hyogo.lg.jp

(2) 募集要項の配布等

ア 直接紙面での配布期間

令和7年12月12日（金）から同月22日（月）まで（兵庫県の休日を定める条例（平成元年兵庫県条例第15号）第2条に規定する県の休日を除く。）の午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

イ 配布場所

上記(1)に同じ

(3) プロポーザルへの参加

プロポーザルに参加しようとする者は、所定の参加表明書及び企画提案書等を提出しなければならない。

## ア 参加表明書の提出

## (1) 提出方法

所定の参加表明書（様式1号）により行うこととし、事務局へ持参又は郵送すること。

## (2) 受付期間

令和7年12月12日（金）から令和8年1月5日（月）（兵庫県の休日を定める条例（平成元年兵庫県条例第15号）第2条に規定する県の休日を除く。）の午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

郵送の場合は、令和8年1月5日（月）午後4時必着とする。

## (3) 提出場所

上記(1)に同じ

## イ プロポーザルにかかる質問及び回答

## (1) 質問方法

質問は所定の質問書（様式2号）により行うこととし、事務局へメールにより送付すること。なお、

メールの件名は「【質問】県立病院RPA導入支援業務プロポーザル 会社名」とすること。

## (2) 受付期間

令和7年12月12日（金）から同月22日（月）午後4時まで

## (3) 回答方法

令和7年12月23日（火）より順次、質問書提出者及び参加表明書提出者の全員に対し、質問者名を伏せた形で電子メールにより送付する。

## ウ 企画提案書等の提出

## (1) 提出方法

事務局へ持参又は郵送すること。あわせて事務局に同資料のデータをメールで送付すること。なお、データはPDF形式とし、データの容量が8MBを超える場合は事前に事務局に相談すること。メールで提出する場合は、件名を「【提出】県立病院RPA導入支援業務企画提案書等 会社名」とすること。

## (2) 受付期間

令和8年1月5日（月）から同月22日（木）（兵庫県の休日を定める条例（平成元年兵庫県条例第15号）第2条に規定する県の休日を除く。）の午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

郵送の場合は、令和8年1月22日（木）午後4時必着とする。

## (3) 提出書類

## a 企画提案書等

募集要項に定める書類を9部（正本1部、副本8部）提出すること。

## b 提出時に添付する資料

決算書等直近の貸借対照表、損益計算書及び余剰金又は欠損金の処理状況を記した書類を1部添付すること。その他、会社のパンフレット等参考となる資料（無ければ添付する必要はない。）

## エ プレゼンテーション

提出された企画提案内容についてのプレゼンテーションを求める（令和8年2月2日（月）を予定）。

詳細は企画提案書を提出した者に対して別途連絡する。

## オ 費用負担

参加者の負担とする。

## カ 留意事項

## (1) 提出書類作成において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

## (2) その他

募集要項に記載のとおり

## 6 参加資格

(1) 日本国において平成31年4月以降に医療機関におけるRPAの導入実績があること。

(2) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者であること。

(3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による

資格制限を本公告の日から企画提案書の受付期間の末日までの間において受けていない者であること。

- (4) 兵庫県の指名停止基準に基づく指名停止を、本公告の日から企画提案書の受付期間の末日までの間においてなされていない者であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てが本公告の日から企画提案書の受付期間の末日までの間においてなされていない者であること。
- (6) 国税及び地方税を滞納していない者であること。
- (7) 暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35条）第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員又は暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第2号）第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係がない者であること。

## 7 当選者の選定、決定及び通知の方法

### (1) 選定方法

選定は「県立病院RPA導入支援業務事業者選定委員会」（以下「委員会」という。）において行う。なお、第1次選考として書類審査を実施し、プレゼンテーションに参加する事業者を選定する。

### (2) 選定結果の通知

選定結果は、参加者全員に対して文書で通知する。

### (3) 失格事項

- ア 期限までに企画提案書を提出しなかった者
- イ 正当な理由なくプレゼンテーションの実施時間に遅れた者
- ウ 提出書類に虚偽の記載をした者

## 8 その他

- (1) 本公告の日から、委員会において選考が終了するまでの間は、「2 履行場所」に対する本件に関する営業活動は禁止する。営業活動の事実が認められたときは失格になることがある。

- (2) その他の詳細は募集要項に記載のとおり

## 9 Summary

### (1) Name and title of head of the procuring entity:

Dr. Sugimura, Superintendent of the Prefectural Hospitals Agency

### (2) Contract subject matter:

Robotic Process Automation Implementation Support Services

### (3) Contract Period:

From the contract date to June 30, 2026.

### (4) Delivery place:

NTT West, Inc. Kobe Data Center and others (details as per the specifications)

### (5) Deadline for the submission of application forms:

16:00 January 5, 2026

### (6) Period of the submission of proposal forms:

From January 5, 2026, to 16:00 January 22, 2026

### (7) Contact point for the notice:

Policy Planning Division, Hyogo Prefectural Hospitals Agency,

5-10-1 Shimoyamate-dori, Chuo-ku Kobe, Hyogo 650-8567

TEL (078)341-7711 extension 3451

## 公 安 委 員 会 告 示

### 兵庫県公安委員会告示第257号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「新規取得講習」という。）及び警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「規則」という。）第6条第1項に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「追加取得講習」という。）の実施について、規則第2条の規定により、次のとおり公示する。

令和7年12月12日

兵庫県公安委員会

委員長 津 田 隆 雄

## 1 新規取得講習及び追加取得講習に係る警備業務の区分等

## (1) 警備業務の区分

法第2条第1項第1号に規定する警備業務（以下「施設警備業務」という。）

## (2) 実施期日

## ア 新規取得講習

令和8年1月21日（水）から同月29日（木）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の7日間

## イ 追加取得講習

令和8年1月26日（月）から同月29日（木）までの4日間

## (3) 実施場所

神戸市中央区御幸通6丁目1番12号 三宮ビル東館8階教育センター

## (4) 修了考查の実施

新規取得講習及び追加取得講習とともに、令和8年1月29日（木）に修了考查（新規取得講習は40問100分、追加取得講習は14問35分）を実施する。

## 2 受講定員

新規取得講習及び追加取得講習の受講者の合計で60人とする。

## 3 受講対象者

受講対象者は、講習の区分ごとに、次に掲げるとおりとする。

## (1) 新規取得講習

受講申込日において、次のいずれかに該当する者

ア 最近5年間に施設警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者

イ 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（施設警備業務に係るものに限る。以下「1級検定」という。）に係る合格証明書の交付を受けている者

ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定（施設警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」という。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上施設警備業務に従事しているもの

エ 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（施設警備業務に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。）に係る合格証の交付を受けている者

オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（施設警備業務に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。）に係る合格証の交付を受けている警備員であって、当該合格証の交付を受けた後、継続して1年以上施設警備業務に従事しているもの

## (2) 追加取得講習

法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は規則第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（施設警備業務に係るもの）を除く。以下「指導教育責任者資格者証等」という。の交付を受けている者で、次のいずれかに該当するもの

ア 最近5年間に施設警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者

イ 1級検定に係る合格証明書の交付を受けている者

ウ 2級検定に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上施設警備業務に従事しているもの

エ 旧1級検定に係る合格証の交付を受けている者

オ 旧2級検定に係る合格証の交付を受けている警備員であって、当該合格証の交付を受けた後、継続して1年以上施設警備業務に従事しているもの

## 4 受講希望の申出の受付期間等

## (1) 受付期間

新規取得講習及び追加取得講習ともに令和7年12月15日（月）から同月17日（水）までの間（午前9時から午後4時まで）

## (2) 受付先

兵庫県内の各警察署の生活安全課（生活安全第一課、生活安全第二課及び刑事生活安全課を含む。以下同じ。）の警備業担当係において電話で受け付ける。

## (3) 受講者の決定等

ア 受講希望の申出の受付期間の終了後、受講希望者の数が受講定員を超えた場合は、その全員を受講者とする。

なお、受講希望者の数が受講定員を超えた場合は、抽選により受講者を決定する。

イ 受講者に決定した者に対しては受講者に決定した旨、受講申込方法等を、抽選で選ばれなかった者に対してはその旨を通知する。

## 5 受講申込みの受付期間等

## (1) 受付期間

新規取得講習及び追加取得講習ともに令和7年12月23日（火）から令和8年1月9日（金）までの間（兵庫県の休日（平成元年兵庫県条例第15号）第2条に規定する県の休日を除く午前9時から午後4時まで）

## (2) 受付先

受講希望の申出をした警察署の生活安全課の警備業担当係において受け付ける。

## (3) 申込手続に必要な書類等

ア 新規取得講習を受講しようとする者

(i) 警備員指導教育責任者講習受講申込書（以下「申込書」という。）1通

(ii) 次に掲げるいずれかの書面

a 3の(1)のアに該当する者については、施設警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書及び履歴書

b 3の(1)のイに該当する者については、1級検定に係る合格証明書の写し

c 3の(1)のウに該当する者については、2級検定に係る合格証明書の写し及び施設警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書

d 3の(1)のエに該当する者については、旧1級検定に係る合格証の写し

e 3の(1)のオに該当する者については、旧2級検定に係る合格証の写し及び施設警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書

イ 追加取得講習を受講しようとする者

(i) 申込書1通

(ii) 指導教育責任者資格者証等の写し

(iii) 次に掲げるいずれかの書面

a 3の(2)のアに該当する者については、施設警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書及び履歴書

b 3の(2)のイに該当する者については、1級検定に係る合格証明書の写し

c 3の(2)のウに該当する者については、2級検定に係る合格証明書の写し及び施設警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書

d 3の(2)のエに該当する者については、旧1級検定に係る合格証の写し

e 3の(2)のオに該当する者については、旧2級検定に係る合格証の写し及び施設警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書

## (4) 申込書の配布

申込書は、兵庫県警察ホームページからダウンロードできるほか、兵庫県内の各警察署の生活安全課及び一般社団法人兵庫県警備業協会において配布している。

## 6 受講手数料

新規取得講習は47,000円、追加取得講習は23,000円相当額の兵庫県収入証紙又はその金額の電子納付サービスにより得られた納付情報により納付すること。

なお、受付後の手数料は、返還しない。

## 7 受講日の携行品

筆記用具及び参考書（警備業法令集等）

## 8 その他

(1) 受講者に決定した旨の通知を受けた者以外の者は、受講申込みをすることはできない。

- (2) 受講希望の申出及び受講申込みは、原則として受講しようとする者本人が行うものとする。
- (3) 郵送による受講申込みは、受け付けない。
- (4) 受講者は、自己の本籍及び氏名を住民票等により確認し、申込書の記載に誤りがないようにすること。
- (5) 受講申込みの受付時に、警備業務経験通算年月について確認を行う。

9 講習委託先

神戸市中央区御幸通6丁目1番12号 三宮ビル東館8階

一般社団法人兵庫県警備業協会

10 問合せ先

- (1) 兵庫県内の各警察署の生活安全課

- (2) 兵庫県警察本部生活安全部保安課

電話 (078) 341-7441 内線3424

- (3) 一般社団法人兵庫県警備業協会

電話 (078) 252-0166